



仕事と生活のバランスづくり

基本目標 II

基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり

主要施策4 就労場における男女平等の促進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	2年度進捗実績	2年度進捗度	2年度の成果・課題への対応等	2年度の成果に至った過程(その取り組み方)並びに、どのような努力を行ったか	3年度実施計画	担当課
Ⅱ	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<事業所への労働関係法令の周知>職場における男女平等を図るため、改正男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供をおこなう予定であったが、コロナウイルス感染拡大防止のため実施出来なかった。	4. 計画をやや下回る	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知が十分におこなえなかった。	コロナ禍において、検討を行ったものの、十分な対応に至らなかった。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会主催の研修の助成制度を周知します。また、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	人権推進課
Ⅱ	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<事業所への労働関係法令の周知>職場における男女平等を図るため、改正男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	3. 計画どおり	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	就労場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信が必要であると考えられるため。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発を行います。	産業観光課
Ⅱ	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<男女間の賃金格差の解消>厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	賃金格差解消に関する啓発、学習活動については例年通りの機会を得ることができなかった。	4. 計画をやや下回る	賃金格差解消に関する啓発、学習活動については例年通りの機会を得ることができなかった。	コロナ禍において、検討を行ったものの、十分な対応に至らなかった。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会主催の研修の助成制度を周知します。また、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	人権推進課
Ⅱ	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<男女間の賃金格差の解消>厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は2件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で216件ありました。	3. 計画どおり	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は2件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で216件ありました。	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行う必要があるため。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施の予定です。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回の実施を予定しています。	産業観光課
Ⅱ	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<労働相談の充実>労働相談を充実します。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は2件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で216件ありました。	3. 計画どおり	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は2件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で216件ありました。	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行う必要があるため。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施の予定です。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回の実施を予定しています。	産業観光課
Ⅱ	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<職場における健康維持・増進の取組支援>メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	メンタルヘルスについての理解を深めるため、新規採用職員を対象に「セルフサポート・コミュニケーション研修」を実施した。 *「セルフサポート・コミュニケーション研修」119名参加	4. 計画をやや下回る	継続的な研修を実施し、管理監督職・一般職員においてメンタルヘルスについて理解を深め、職場のメンタルヘルス体制の充実をはかり、職場環境や組織風土を改善する必要がある。	職員に対し、メンタルヘルスについて研修等を行い、職場環境改善につなげている。コロナ禍により、ラインケア研修を中止した。	全職員を対象にメンタルヘルス(セルフケア・ラインケア・サポートケア)に関する研修を実施する。	人事課
Ⅱ	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<職場における健康維持・増進の取組支援>メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	4. 計画をやや下回る	コロナ禍において、例年通りの取り組みが出来なかった。	コロナ禍のため、十分な対応に至らなかった。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知する。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課

II	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<職場における健康維持・増進の取組支援> >メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	3、計画どおり	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めました。	就労場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信が必要であると考えられるため。	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めます。	産業観光課
II	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発> >男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めました。	3、計画どおり	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めました。	就労場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信が必要であると考えられるため。	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めます。	産業観光課
II	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発> >男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。	妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施した。 母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施した。	3、計画どおり	妊娠届出の面接の機会なので、必要な情報提供することができる。	妊娠届出アンケートで、妊婦の就労状況を尋ね、就労中全ての妊婦を把握した。	母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施する。	保健推進課
II	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発> >妊娠届出時に必要に応じて情報提供を行います。	妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施。 母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施。	3、計画どおり	妊娠届出の面接の機会なので、必要な情報提供することができる。	妊娠届出アンケートで、妊婦の就労状況を尋ね、就労中全ての妊婦を把握した。	母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施。	保健推進課
II	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<セクシュアル・ハラスメント防止対策の働きかけ> >セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は2件ありました。また、弁護士による法律相談を月2〜3回、年間34回実施し、相談件数は総数で216件ありました。	3、計画どおり	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2〜3回、年間34回実施し、相談件数は総数で216件ありました。	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行う必要があるため。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施の予定です。また、弁護士による法律相談を月2〜3回、年間34回の実施を予定しています。	産業観光課
II	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<セクシュアル・ハラスメント防止対策の働きかけ> >セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	冊子を配布するなどして啓発を行った。相談については、女性のための電話相談や女性相談(面接)等に関して、広報やチラシを通じ周知を図りました。セクハラに関する相談は0件であった。	3、計画どおり	セクシュアル・ハラスメントという言葉は、現在ほとんどの人が認識しているものと思われる。ただし、セクハラを防止する措置が講じられているかは事業所により差があると思われるので、引き続き、啓発・学習の機会が必要である。	引き続き、啓発・学習の機会が必要であると考え啓発に努めた。	泉南市事業所人権推進連絡会やウェブサイト、チラシ等を通じ、啓発・学習活動を行います。	人権推進課
II	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<セクシュアル・ハラスメント防止対策の働きかけ> >セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	市長以下幹部職員に対し、職場における様々なハラスメントを防止するために「ハラスメント防止研修」を実施した。 *「ハラスメント防止研修」13名参加	1、計画を大幅に上回る	継続的な研修や、定期的な注意喚起を実施することで、職員のハラスメント防止に繋げる必要がある。	職員に対し、ハラスメント防止について研修を行い、職場環境改善につなげている。	管理監督職に加えて、非管理職の職員を対象に、ハラスメント防止研修を実施する。また、ハラスメント防止要綱についても周知徹底する。	人事課

II	4	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進＞非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるようしくみづくりについて事業所に働きかけを進めます。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進を図っている。	コロナ禍のため、十分な対応に至らなかった。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知する。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
II	4	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進＞非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるようしくみづくりについて事業所に働きかけを進めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	3、計画どおり	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信が必要であると考えられるため。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発を行います。	産業観光課
II	4	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜再就職に向けた支援の充実＞再就職のための情報提供、職業能力開発を進めます。	地域就労支援センターで就労相談を行い、年間の相談件数は233件で、新規相談84件、再相談149件ありました。	3、計画どおり	地域就労支援センターで就労相談を行い、年間の相談件数は233件で、新規相談84件、再相談149件ありました。	地域就労支援センターでの就労相談を継続し、再就職に向けた相談支援を行うと同時に、支援内容充実のため、相談員のスキルアップを図る。	地域就労支援事業を実施しており、就労困難者、特に母子家庭の母親を重点に、雇用・就労のためのスキルアップ事業を実施します。	産業観光課
II	4	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜再就職に向けた支援の充実＞再就職のための情報提供、職業能力開発を進めます。	男女平等参画社会づくり講座Ⅱが新型コロナウイルス感染予防対策のため未開催。	5、計画を大幅に下回る	、十分な意識啓発を図ることができなかった。	コロナ禍のため、十分な対応に至らなかった。	再就職を支援するための講座を開催します。	人権推進課
II	4	(3)	農業や自営業に従事する女性への支援	＜女性の経済的地位の向上＞家族経営協定の普及促進を図ります。また、女性認定農業者や女性指導農業者の育成を図ります。商工業などの自営業における家族従業者の実態や無償労働の実態の把握に努めます。	現在の認定農業者は67人で、うち7人は女性認定農業者であった。また、女性指導農業者の申請等はなかった。	3、計画どおり	本年度において女性認定農業者の申請はなかったが、近年数件出てきているので、今後も認定に向けた取り組みを進める。	認定農業者制度の周知を図った。	＜女性の経済的地位の向上＞家族経営協定の普及促進を図ります。また、女性認定農業者や女性指導農業者の育成を図ります。商工業などの自営業における家族従業者の実態や無償労働の実態について調査の実施を検討します。	産業観光課

基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり

主要施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	2年度進捗実績	2年度進捗度	2年度の成果・課題・対応等	2年度の成果に至った過程(その取り組み方)並びに、どのような努力を行ったか	3年度実施計画	担当課
Ⅱ	5	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極的に行います。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しました。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供を行っている。	コロナ禍、出来ることに努めた。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知する。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	人権推進課
Ⅱ	5	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極的に行います。	ワーク・ライフ・バランスを推進するための発注方法などに関する情報の収集に努めた。	3、計画どおり	本市に適応する好事例等の情報を得ることは出来なかったが、特に建設現場における長時間労働の改善に向けた発注者の取り組みなども事例として公表されていることから、引き続き事例等の情報収集等に努める必要がある。	事例等を多く保有している国、府などの情報から事例等を確認した。	特に建設現場における長時間労働の改善に向けた発注者の取り組みなども事例として公表されていることから、引き続き事例等の情報収集等に努める。	契約検査課
Ⅱ	5	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜事業所への男性の育児・介護休暇取得の啓発＞男性の仕事と子育て・介護の両立のための制度の定着を促進します。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。また国や他機関が作成した、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	国や他機関が作成した啓発冊子等を配布する等、事業所への男性への育児・介護休暇所得の啓発を行った。	コロナ禍、出来ることに努めた。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知し、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。また、泉南市事業所人権推進連絡会を通じ、啓発、学習活動を行います。	人権推進課
Ⅱ	5	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜市役所内への男性の育児・介護休暇取得の啓発＞男性の仕事と子育て・介護の両立のための制度の定着を促進します。	「休暇の手引き」に加え、「育休等パンフレット」を作成し、制度の周知に取り組んだ。 ①子どもが生まれた男性職員総数(人) 4人 うち、出産補助休暇取得者数(人)とその割合(%) 4人(100%) ②うち、育児休業取得者数(人)とその割合(%) 0人(0%)	3、計画どおり	子どもが生まれたほとんどの職員が出産補助休暇を取得した。ただし、男性の育児休業取得については、給与面や職場の状況など様々な要因で取得することが難しいと考える。今後も、育児制度の周知徹底を図り、男性の育児参加を促すよう努める。	休暇の手引きや育休パンフレットを作成・改訂し、庁内イントラネットへ掲載するとともに、働き方改革の取組方針を示し、男性・女性に限らず仕事と育児の両立支援に努めている。	引き続き、「休暇の手引き」や「育休等パンフレット」を周知し、男性の育児参加促進に努める。	人事課
Ⅱ	5	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価	＜顕彰制度の創設＞仕事と生活の調和や男女平等参画に積極的に取り組む事業所に対する顕彰制度について検討します。	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を促進し、大阪府の男女いきいき元氣宣言事業者の登録について情報提供を行いました。	3、計画どおり	先進事例や市内事業所のニーズ等を総合的に勘案し、仕事と生活の調和や男女平等参画に積極的に取り組む事業所に対する顕彰制度について検討。	コロナ禍、出来ることに努めた。	仕事と生活の調和や男女平等参画に積極的に取り組む事業所に対する顕彰制度について検討します。	人権推進課
Ⅱ	5	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価	＜事業主行動計画策定の支援＞女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定が努力義務である事業所(常時雇用労働者数が300人以下)に対して、策定を働きかけます。	大阪労働局等関係機関からの情報提供を行いました。	3、計画どおり	大阪府労働局等関係機関からの情報提供を行う等して、企業における仕事と子育て、介護の両立支援の取り組みについて広報、啓発を図り、一般事業主行動計画策定の支援を行う。	コロナ禍、出来ることに努めた。	大阪労働局等関係機関を紹介するなどし、支援を行います。	人権推進課
Ⅱ	5	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価	＜事業主行動計画策定の支援＞女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定が努力義務である事業所(常時雇用労働者数が300人以下)に対して、策定を働きかけます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について事業所、また市民の方への周知啓発に努めました。	3、計画どおり	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について事業所、また市民の方への周知啓発に努めました。	自発的な計画策定を促すため、最新の情報提供に努める必要がある。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について事業所、また市民の方への周知啓発に努めます。	産業観光課

II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	・午後7時までの延長保育の実施 ・産休明け保育の実施 ・病児保育(体調不良型)の実施	4、計画をやや下回る	保育人材の確保	民間保育施設への補助金の確保	・午後7時までの延長保育の実施 ・産休明け保育の実施 ・病児保育(体調不良型)の実施	保育子ども課
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	地域子育て支援センターや子ども総合支援センター、認定こども園、保育所、幼稚園、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供した。	3、計画どおり	コロナ禍での情報共有・情報提供のあり方の検討及びより一層のICTの活用	日頃からの関係機関との連携体制の構築	地域子育て支援センターや子ども総合支援センター、認定こども園、保育所、幼稚園、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供していく。	保育子ども課
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	地域子育て支援センターや子ども総合支援センター、認定こども園、保育所、幼稚園、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供した。 また、子ども関係機関が連携しホームページ「せんなん子育てネット」を運営し、子育て支援情報を一元化して提供した。	3、計画どおり	関係公共機関への情報提供およびホームページを活用することで、子育て支援情報を提供した。広報、ホームページや各機関での情報が行き届いていない人がまだ多い。少しでも多くの利用者に情報が行きわたるよう、今年度からSNSを利用した情報発信もした。	多様なライフスタイルに対応するため、情報発信方法を拡大した。 (登録利用者への手紙郵送・Facebook・Twitter)	地域子育て支援センターや子ども総合支援センター、認定こども園、保育所、幼稚園、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供していく。 また、子ども関係機関が連携しホームページ「せんなん子育てネット」を運営し、子育て支援情報を一元化して提供する。	家庭支援課
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	地域子育て支援センター事業を実施 ○出前保育の実施 ・各地域の公園・公共施設を利用して行う出前保育⇒10月・11月のみ 不定期(月1～3回) ・イベントの出前保育⇒中止 季節、伝承行事にあった時期 ○育児サークルの育成⇒9月～12月 「サークルのわ!」概ね月1回	3、計画どおり	今年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため、事業の中止や縮小を余儀なくされた。普段の広場の環境を変えることで、その季節や伝承行事にあった雰囲気を変えた。	イベントになると参加する家庭が多くなり密の回避が難しいことから、イベントの実施はできなかった。イベントを楽しみにしている利用者が多い。少しでもイベントの雰囲気を味わってもらえるように普段の広場の環境を変えた。	地域子育て支援センター事業を実施 ○出前保育の実施 ・各地域の公園・公共施設を利用して行う出前保育 不定期(月1～3回) ・イベントの出前保育 季節、伝承行事にあった時期 ○育児サークルの育成 「サークルのわ!」概ね月1回	家庭支援課
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	地域子育て支援センター、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供した。	3、計画どおり	関係公共機関への情報提供およびホームページを活用することで、子育て支援情報を提供した。	各機関でチラシを配架しているが、コロナ禍の中、なかなかチラシを手にとれない家庭も増えていたのではないかと考え、広報・ホームページの他、年度途中よりSNS(Facebook・Twitter)での情報発信を行った。	地域子育て支援センター、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供していく。	家庭支援課
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	子育てフォーラムの開催⇒中止 6月25日10:00～12:00 子育て講座の開催 ・7月29日開催 赤ちゃん教室 10月3日10:00～11:30 11月12日10:00～11:30	3、計画どおり	新型コロナウイルス感染症拡大のため、子育てフォーラムは、中止となったが、子育て講座については、定員を縮小し、計画に沿って開催した。 赤ちゃん教室は、グループワークはできなかったが、日程を変更して予定通りの内容を実施できた。	室内での開催については、定員を縮小し、感染防止対策をしながら、できるだけ実施できるよう対応してきた。	子育てフォーラムの開催 7月8日 1部9:20～10:20 2部11:00～12:00 赤ちゃん教室 5月20日10:00～11:30 10月7日10:00～11:30 11月18日10:00～11:30	家庭支援課
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	小学生保護者が就労等により不在である児童を対象とし、留守家庭児童会を10施設で開設。延長保育の実施、保育内容の充実等安全で安心できる保育に努めた。	3、計画どおり	受け入れ対象を6年生まで拡大したことなどにより、利用者が増加しており、保育内容等工夫しながら、児童の放課後の安全安心な居場所となるよう運営していく必要がある。また、平成31年4月から、午後7時までの延長保育を実施している。	利用する児童の安全安心な居場所となるよう保育内容を充実させ、学校、保護者とより一層の連携を図る。	児童が基本的な生活習慣を身につけることができるよう留守家庭児童会での保育を通じた支援に努める。	生涯学習課
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づいて子育て支援を図りました。	3、計画どおり	男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づき、引き続き子育て支援施策を推進した。	男女平等教育の取組や人権研修等において、教職員の研修を実施した。	男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づき、引き続き子育て支援を推進します。	指導課

II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	子育て情報を収集し、地域の情報コーナーや赤ちゃん絵本のコーナーでパンフレット等の情報提供を行った。関係機関との連携や出張講座(6回)など子育て支援事業も行った。	4、計画をやや下回る	男女平等参画の視点に配慮し、様々な子育て支援事業を行った。 コロナ対策のため、定員の縮小や中止した講座もあった。	子育ての孤立化を防ぐため、情報の提供に努めるとともに、コロナ感染拡大防止策を行ったうえで講座等を実施した。	男女平等参画の視点に配慮し、多様なライフスタイルに対応できる子育て支援事業を推進する。	文化振興課図書館
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	泉南市子ども・子育て支援事業計画に位置づけられている子育て支援を推進する事業を実施した。	3、計画どおり	子育て家庭の負担が軽減されるよう、就学前の児童向けに居場所事業を実施した。また放課後児童クラブと連携したプログラムも実施した。	新型コロナウイルス感染症により、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型プログラムが出来ないこともあったが、それぞれ単独での事業実施等、感染症対策を行い事業を実施した。	青少年センターの運営・安全管理マニュアルに基づき、各小学校や就学前児童向けの居場所事業を実施します。	青少年センター
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	妊婦とその家族を対象に育児の話や沐浴体験を行う「はじめて赤ちゃん」について、利用しやすい日曜日の開催を実施した。	3、計画どおり	令和1年度は、2回(日曜日)に開催した(新型コロナウイルス感染症の関係で1回中止となった)。夫の参加が多く、夫婦で赤ちゃんを迎えるための知識の習得や、沐浴練習ができた。	スタッフの日曜出勤の調整や、開催日を母子手帳の交付時やホームページ、広報で周知を行った。	年3回開催予定。妊娠・出産を迎える夫婦にとって、夫の役割を明確に情報提供していく。出産後の支援の場(事業案内)を伝え、支援の切れ目がないように支援していく。	保健推進課
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<家族介護の支援>介護の社会化を進める介護保険サービスの周知と利用促進に努めるとともに、高齢者を介護する家族に対して男女平等参画の視点に立った支援を行います。	医療と介護に関わる専門職が協働し、在宅医療を推進のための市民啓発(WAO地域)及び認知症の啓発(サポーター養成講座)を実施した。 ・WAO地域:2か所 ・認知症サポーター養成講座:371名(累計18,630名)	4、計画をやや下回る	新型コロナウイルス感染症の影響により、市民が集まる周知啓発がほとんど実施できなかった。今後、オンラインの活用等の啓発方法を検討し、感染予防に留意して実施する必要がある。	新型コロナウイルス感染症拡大防止を前提とし、地域や学校(こども園)で受け入れ可能である団体に向けて、普及啓発を行った。	新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、市民啓発を実施する。	長寿社会推進課

基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり
 主要施策6 男性にとっての男女平等参画の推進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	2年度進捗実績	2年度進捗度	2年度の成果・課題・対応等	2年度の成果に至った過程(その取り組み方)並びに、どのような努力を行ったか	3年度実施計画	担当課
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	<p><男性向けの学習機会の提供>料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。</p>	<p>男性料理教室(保健センター開催の健康教室受講後の自主グループ)はコロナウイルス感染症のため中止となった。</p> <p>妊婦とその家族を対象に育児の話や沐浴体験を行う「はじめまして赤ちゃん」や育児サロン(はじめてのままサロン)を実施し、父親の参加を促した。</p> <p>「はじめまして赤ちゃん」は、毎クール、父親が参加しやすい日曜開催をした。</p>	3、計画どおり	<p>継続実施の事業等は現状維持することができた。</p> <p>父親の育児参加の最初の機会として、「はじめまして赤ちゃん」を日曜日に開催し、出産時期の夫の役割や、妊婦疑似体験・沐浴実習を提供することができた。</p>	父親にも参加してもらえることを周知した。	<p>料理教室・育児教室等、男性向け学習機会を提供する。</p> <p>「はじめまして赤ちゃん」の日曜日開催を継続する。</p>	保健推進課
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	<p><男性向けの学習機会の提供>料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。</p>	<p>所管団体等への情報提供に努めました。</p>	3、計画どおり	<p>所管団体等への情報提供を行うことで、男性向けの学習機会の提供につながった。</p>	所管団体等への情報提供を行った。	<p>所管団体等への情報提供に努めます。</p>	政策推進課
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	<p><男性向けの学習機会の提供>料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い様々なイベント、講座の自粛、中止が行われる中、取組を減少させざるを得なかった。</p>	4、計画をやや下回る	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止配慮した取組への対応方法。これについては各担当課だけで対応するのはなく全庁的な課題対応が必要である。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止新たな生活様式に則した取り組み方法の確立の検討を行った。</p>	<p>引き続き、新たな生活様式に則した取組方法の確立を探る。</p>	生涯学習課
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	<p><男性向けの学習機会の提供>料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。</p>	<p>緊急事態宣言による休館や利用制限のため、思うように実施できなかった。</p>	5、計画を大幅に下回る	特になし	<p>緊急事態宣言による休館や利用制限のため、思うように実施できなかった。</p>	<p>公民館講座を実施するうえで、可能であれば、推進したい。</p>	文化振興課公民館
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	<p><男性向けの学習機会の提供>料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。</p>	<p>自然観察会、キャンプ、デイキャンプ等を計画していたが、新型コロナウイルス感染症のため未実施となった事業が多数であった。</p>	4、計画をやや下回る	<p>父親が参加しやすい講座を企画提供した。講座への父親の参加が一定数あり、参加した父親同士が交流できるプログラムも実施した。</p>	<p>情報交換や交流の機会を多く提供できるよう、親子・家族で参加できる講座を実施した。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行いながら、親子・家族で参加できる講座を多数計画します。</p>	青少年センター
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	<p><男性向けの学習機会の提供>料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。</p>	<p>コロナウイルス感染拡大防止に伴い、未実施。</p>	5、計画を大幅に下回る	<p>コロナウイルス感染拡大防止により未実施となったことを受けて、取り組み方法を今後の課題として検討。</p>	<p>コロナ禍のため、十分な対応に至らなかった。</p>	<p>市民交流センターを拠点に活動団体等へ、料理・子育て・介護等の技術を取得する機会を提供するとともに子育てに参加・参画するための学習機会を提供するよう努めます。</p>	人権推進課